

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況（教育委員会）【平成30年10月末現在】

別紙2

監査テーマ：①出資団体の財務事務の執行及び経営管理について
 ②八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	9	124	八戸市立図書館(本館・分館含む)	分室の蔵書点検について	分室の蔵書について蔵書点検が行われていないため、蔵書点検をする必要がある。その際バーコードのない資料についての蔵書点検の方法について検討の必要がある。	平成30年度から、分室における全ての蔵書について、バーコードの貼付(図書登録)を行うとともに、蔵書点検を実施した。また、来年度以降、毎年、蔵書点検を実施する。	措置済
結果	10	125	八戸市立図書館(本館・分館含む)	備品カードの整理について	備品を管理するための備品カードについて、実態を反映していないことから、今後、速やかに、備品の現物の有無を洗い出し、備品カードを整理するとともに、定期的な備品の棚卸を実施することが必要である。	平成30年度から、現物と備品カードの照合及び備品カードの整理(不用決定、異動等)を実施した。また、来年度以降、定期的な備品の確認作業を実施する。	措置済
結果	11	128	八戸市立図書館(本館・分館含む)	古文書の管理方法の統一について	備品カードを作成する古文書と作成しない古文書とが混在しているため、市の物品管理のルールに照らして、古文書の位置付けを整理し、その管理方法を統一する必要がある。	平成30年度から、目録作成のほか、古文書1種類につき1枚の備品カードを作成することで統一し、備品カードのない古文書について備品カードを作成した。	措置済
結果	12	128	八戸市立図書館(本館・分館含む)	図書館の運営方針公表の遅延について	文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、公立図書館は、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するように努めるとされているが、平成24年に図書館の運営方針を策定してはいたものの、公表されていない。特段の理由が無ければ、市民に対して公表することが望ましく、より積極的な対応を望みたい。	平成29年10月から、運営方針、資料収集要綱をホームページ上で公表した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	25	130	八戸市立図書館(本館・分館含む)	古文書解読の体制について	市の事業として実施する以上、また市指定文化財としての重要性の観点から、解読員の事情により進捗が左右されることは望ましくないため、確実に解読作業が終了できるように、担保する仕組みを作ることが必要である。	平成30年度から、未解読の八戸藩日記の状況(量や難解度等)について、解読者と調査・協議しながら、解読スケジュール及び年間解読冊数の計画を策定した。	措置済
意見	27	131	八戸市立図書館(本館・分館含む)	職員の専門性向上策の検討について	図書等の収集・保管、レファレンス機能等といった職員の専門性の蓄積は、図書館の質を決める重要な要素であり、図書館として、職員の専門性向上策(職員の育成)を具体的に検討することが必要である。	平成30年度から、必要な専門職の数を明確にし、知識・技術のスキルアップを図るための研修受講計画を作成した。	措置済
結果	13	148	八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター	備品カード上における備品の重複について	同一の備品について、別の番号を付して重複登録されていた。備品カード作成後は、備品カードと現物の照合作業は実施していないとのことなので、備品の現物と備品カードの整合性を確認し、備品カードを整理するとともに、定期的な備品の棚卸しを実施することが必要である。	平成30年度から、現物と備品カードとの照合作業及び備品カードの整理を実施した。	措置済
結果	14	148	八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター	重要物品の固定資産管理台帳への登録漏れについて	固定資産台帳システムにおいて、南郷図書館にかかる重要物品が登録されていなかった。固定資産管理台帳への登録が漏れば、市の財務書類として作成される貸借対照表の資産額や行政コスト計算書の減価償却費に影響を与えることとなる。本館及び図書情報センターにおいても、登録漏れが生じることのないよう運用を工夫する必要がある。	平成30年度から、固定資産台帳システムと備品カードの照合作業及び固定資産管理台帳への登録を実施した。	措置済
結果	15	149	八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター	指定管理者の作成する備品一覧表の記載漏れについて	指定管理者が独自に作成している備品一覧表に、管理の対象となる備品の記載漏れがあった。指定管理者における確認に加え、監督者である市によって管理業務が適正に行われているかの確認が望まれる。	平成30年度から、記載漏れの備品について、備品一覧表に追記した。 また、監督者である市によって、指定管理者による管理業務が適正に行われているか、定期的に確認することとした。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	16	149	八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター	指定管理業務と自主事業の区分の徹底について	<p>①指定管理者が実施している自主事業は「自動販売機設置事業」であるのに対し、市が作成する総合評価表では「本と雑誌のリサイクルフェア」や「出張講座等のイベント」が自主事業とされており、内容が整合していない。</p> <p>②自主事業は、指定管理者の収益に直接関係する重要な事業であるものの、その費用は指定管理料からの支出は認められておらず、指定管理者の自己財源で賄わなければならない。指定管理業務と自主事業を明確に区分し、経費の混同がないように実施し、正確な事業報告が行われなければならない。</p>	<p>①平成30年度から、指定管理者年度総合評価表に正しく記載した。</p> <p>②自主事業(自動販売機設置事業)の費用は指定管理料からの支出ではなく、指定管理者の自己財源で賄われていたものであることを確認した。</p>	措置済
結果	17	150	八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター	指定管理業務における決算報告の需用費の記載誤りについて	平成27年度の収支決算報告書のうち、需用費の記載に誤りがあった。市は、決算報告書を受領した際、計算結果や記載内容が正確なものであるかを確認し、間違いを発見した場合には正しいものを提出するよう指導しなければならない。	平成30年度から、収支決算報告書の確認を徹底し、正しい報告書を提出させている。	措置済
意見	35	151	八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター	指定管理業務における営繕管理業務の委託について	<p>管理業務の一部を第三者へ再委託する場合は、書面により届出を行わなければならない。</p> <p>また、再委託について、単に委託をすることの通知にとどまらず、可能であれば随意契約や見積合わせ等の委託先業者選定の方法を明示した情報の提供を受けることが望ましい。</p>	平成30年度から、再委託する場合の届出書類の提出を徹底するとともに、再委託先業者選定に係る情報提供を受けることとした。	措置済
意見	36	153	八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター	備品シールの貼付について	旧南郷村の村立図書館として運営していた時期に取得した備品についても、管理方法を統一し、貼付可能なすべての備品について、適正に備品シールを貼付することが必要である。	平成30年度から、備品シールを貼付していなかった備品について、備品シールの貼付を実施した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	18	162	八戸市博物館	契約の分割について(空調機等保守点検作業委託)	空調機等保守点検とエレベーター等保守点検を同一業者に委託しているが、両方点検できる業者は八戸に無く再委託の状態であるため、それぞれの業務で委託する必要がある。	平成30年度から、空調機等保守点検とエレベーター等保守点検の委託を分離して契約した。	措置済
結果	19	163	八戸市博物館	再委託の承認について(空調機等保守点検作業委託)	空調機等保守点検作業委託について、再委託先が更に他の業者に業務を委託してはならないことを条件として再委託を承認しているが、実際には再々委託されていたため、再委託の条件を徹底する必要がある。	平成30年度から、再々委託の原因となっている契約内容を見直し、空調機等保守点検とエレベーター保守点検の委託を分離して契約した。	措置済
結果	20	163	八戸市博物館	業務検査の適時実施について(盗難警報設備保守点検作業委託)	盗難警報設備保守点検作業委託について、年2回点検をしており完了報告書が2回分まとめて提出されているが、点検の都度完了報告書を求め業務検査を実施する必要がある。	平成30年度から、完了報告書を点検の都度検査を実施している。	措置済
意見	39	165	八戸市博物館	博物館事業基金の取り扱いについて	博物館事業基金について、23年度以降は利息積み立てのみを行っているが、事業に当てる用途がないなら廃止して他の財源に充当することを検討するべきである。	基金を必要に応じて取り崩し、施設改修や特別展開催等の事業に活用していくこととした。	措置済
意見	40	166	八戸市博物館	業務の実施時期の明示について(盗難警報設備保守点検作業委託)	盗難警報設備保守点検作業委託について、年2回点検を行っているが、実施間隔が短くなったり長くなったりする可能性もあるため、実施予定時期を仕様書に明示しておく必要がある。	平成30年度から、実施予定時期を9月と2月の年2回とし、仕様書に明記した。	措置済
意見	41	166	八戸市博物館	警備勤務日誌の様式の定めについて(警備業務委託)	警備業務委託において、警備員の勤務状況について、日誌に所定事項や重要と認める事項を市に報告するため、警備勤務日誌の様式を仕様書に盛り込み明示する必要がある。	平成30年度から、警備勤務日誌の様式を仕様書に明記した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	42	166	八戸市博物館	史跡根城の広場の来場者への対応について	博物館と指定管理者が協調し、史跡根城の広場の入場者を博物館に呼び込む方法を検討すべきである。	平成30年度から、共通券の案内、ホームページやリーフレット等によるPR活動を具体的に年間事業計画書に明記した。	措置済
結果	21	172	八戸市南郷歴史民俗資料館	警備計画書の提出について(機械警備業務委託)	機械警備業務委託について、仕様書には受託者に警備計画書を提出させ承認を行うとあるが、警備計画書が提出されていなかった。今後は、仕様書に従い、警備計画書を提出させ、承認を行う必要がある。	平成29年11月から、受託者に警備計画書を提出させ、承認を行っている。	措置済
結果	22	172	八戸市南郷歴史民俗資料館	契約書の文言確認について(機械警備業務委託)	機械警備業務委託の仕様書と契約書では、報告書を提出する期限に差異があり、更に契約書には「清掃作業日誌」を提出すると規定されており、整合していない。	平成30年度から、仕様書、契約書の内容が整合するよう修正した。	措置済
結果	23	173	八戸市南郷歴史民俗資料館	契約の統合について(消防用設備点検業務委託)	南郷歴史民俗資料館と旧島守保育所の消防用設備点検業務委託は、金額以外同一の業務内容であり実質的に1本の契約であるから、契約を分けるべきではない。	平成30年度から、2つの契約を統合した。	措置済
結果	24	174	八戸市南郷歴史民俗資料館	報告書の提出について(展覧会企画委託)	企画展「ちょっと昔のゲームたち」の展覧会企画委託について、契約書では報告書の提出が定められているが、実際は報告書が提出されていない。	平成30年度から、委託業者に対し、契約書に基づく報告書の提出の徹底を図った。	措置済
結果	25	175	八戸市南郷歴史民俗資料館	随意契約理由の誤りについて(展覧会企画委託)	企画展「ちょっと昔のゲームたち」の展覧会企画委託について、随意契約の理由として記載している地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び八戸市財務規則第131条表中6は適切ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1条第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、正しく記載する必要がある。	平成30年度から、主担当及び副担当の複数でのチェック体制により随意契約理由と適用条文の確認を徹底している。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	43	176	八戸市南郷歴史民俗資料館	古民家の取り扱いについて	南郷歴史民俗資料館の隣にある南郷民具展示館(古民家)について、その存在が十分にPRされていない。	平成30年度から、南郷歴史民俗資料館のホームページ及びリーフレットに情報を掲載し、PRを強化した。	措置済
意見	44	186	八戸市史跡根城の広場	PR活動の取り扱いについて	八戸市史跡根城の広場指定管理業務基準書には指定管理者が行うPR活動に関する具体的な記述がないため、市と指定管理者の役割分担を明確にすべきである。	平成30年度から、業務基準書に管理運営業務として施設及び事業のPR業務を明記した。また、市と指定管理者のPRの役割分担を明確にし、年間事業計画に明記した。	措置済
意見	45	187	八戸市史跡根城の広場	PR活動の目標設定について	前年度の使用料収入を当年度の目標としているが、割引券利用や免除をするケースも多いため、PRの具体的な評価のために来場者数の目標を設定すべきである。	平成30年度から、過去の来場者数実績を参考として、年間事業計画に「来場者数は前年度実績から2%増加」という目標を設定した。	措置済
意見	46	189	八戸市史跡根城の広場	来場者の調査について	平成28年度のアンケート調査項目は来場者の満足度に焦点を当てた内容となっているが、来場者の現状をより正確に把握するためにアンケート調査の調査項目を再検討すべきである。	平成30年度から、アンケート調査の項目に、来場者の現状把握に関する項目(交通手段、個人・団体の別、来場回数)を追加した。	措置済
意見	47	190	八戸市史跡根城の広場	来場者の現状への対応について	博物館の来館者の誘導や、小中学生、近隣町村からの来場者数を増やす工夫をすべきである。	平成30年度から、ゴールデンウィークや博物館特別展前に博物館・史跡根城の広場・南郷資料館のイベント情報を掲載したチラシを市内及び近隣町村の小中学生に配布した。	措置済
意見	48	193	八戸市史跡根城の広場	市外在住者への対応について	博物館と史跡根城の広場が隣接しており両施設を利用することが容易であることを、市外在住者に対して積極的にホームページで周知すべきである。	平成30年度から、史跡根城の広場・博物館とも、ホームページに両施設が隣接していることと共通入場(館)券があることを掲載した。	措置済
意見	49	194	八戸市史跡根城の広場	経費の共通化について	史跡根城の広場と博物館の共通している防火設備点検業務及び警備業務に係る委託契約について、市が博物館の業務と一括して契約し、指定管理料を減額したほうがトータルコストが安くなるのではないか。	防火設備点検業務及び警備業務は、適切な施設の管理運営という観点から、指定管理者が契約主体として実施すべきものと考えている。	現状維持